令和3年度第1回南関町農業委員会会議録

令和3年4月12日(月) 午前9時30分開会 南関町役場 第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

- 1. 開 会
- 2. 農業委員憲章朗読7番 片 山 カツ子 君
- 3. 会長挨拶
- 4. 議事録署名人の指名

5番 荒木茂 君7番 片山カツ子 君

- 5. 議事
 - 第 1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第 2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第 3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第 4号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第 5号議案 農地利用集積計画の承認について(中間管理権の取得)
 - 第 6号議案 非農地判断について
 - 第 7号議案 法令遵守の申し合わせについて
 - 第 8号議案 南関町農作業等標準労働賃金について

報告第 1号 許可不要転用届について

報告第 2号 合意解約について

- 6. その他
- 7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島 久利 君副会長 釘崎眞貴子 君2番 橋本 勝 君3番 菅原 和義 君4番 末竹 信雄 君5番 荒木 茂 君

6番 西山 良輔 君 7番 片山カツ子 君

8番 山本 精武 君 9番 大倉 公泰 君

四、欠席委員は次のとおりである。 (1名) 1番 片山 幸次 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 田口 明 君 書 記 齋田士郎君

令和3年度第1回南関町農業委員会会議録 議事の経過

開会 午前9時30分

1. 開 会

- **○副会長(釘崎 眞貴子君)** それでは、ご起立ください。時間が参りましたので、ただいまより令和3年度第1回農業委員会総会を開会いたします。礼。よろしくお願いいたします。
- ○事務局長(田口 明君) 1番、片山委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、11名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

2. 農業委員憲章朗読

- **○事務局長(田口 明君)** それでは、農業委員憲章朗読を7番、片山委員さん、よろしくお願いいたします。
- 〇7番(片山 カツ子君) (農業委員憲章は省略)
- **○事務局長(田口 明君)** ありがとうございました。 それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

3. 会長挨拶

○会長(竹島 久利君) 改めまして、おはようございます。

私たちの任期も今日からあと1年となりました。この2年間いろいろ問題がありまして新型ウイルスなど発生をしまして、いろいろ計画しておりましたが、なかなか行事もできずに今年も何とか最終年度ございますので、何とか行事でもしようということで計画をしようと思いますけど、新型コロナが発生してなかなか計画も立てずにいられない状態でございます。終息をすれば何とかしたいと思いますので、そのときはよろしくお願いしときます。

それから、今まで人・農地プランを坂下と上長田のほうで実施をしております。 大体終わりましたけど、5月から令和3年度の事業として、ほかの地区も順次座談会を開催したいと思いますので、それは事務局のほうから連絡もあると思いますけど、各地区で座談会をしてもらって、県に提出せないかんもんで、してもらわないかんことになっておりますので、そのときは皆さん方の協力をよろしくお願いしときます。

○事務局長(田口 明君) ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

4. 議事録署名人の指名

○議長(竹島 久利君) それでは、これより議事に入ります。

議事に入ります前に議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として5番荒木委員、7番片山委員をご指名いたします。よろしくお願いします。

なお、前回に引き続き、新型コロナウイルスの感染防止拡大のため、今総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局の行う議案書の説明については事前に資料を配付しておりますので、必要最小限度といたします。

5. 議事

〇議長(竹島 久利君) それでは、議案審議に入ります。

第1号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。案件は5件の14筆です。

それでは、本案について現地調査に出向かれました農業委員さんより説明をお願いします。

3番、菅原委員、お願いします。

○3番(菅原 和義君) 議案第1号、農地法第3条、申請番号1番、所有権移転申請 についてご説明いたします。

渡人と受人は親子関係で、贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認 を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要 件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

- ○議長(竹島 久利君) 続きまして、9番大倉委員お願いします。
- ○9番(大倉 公泰君) おはようございます。事務局と4人で現地調査いたしました。 3月にも出ております同じ地番の尾崎ということでございますので、野菜畑の上の ほうですね。2筆を見ております。1筆目は、柿の木を植えております。少し荒れ ておりました。3番の畑は万次郎かぼちゃを植えてきれいにしておられます。杉谷 は、今のソーラーのすぐ下の少し竹山で荒れていますが、これは畑にはならないと

思います。私の感といたしましては、ソーラーの上から崩れるのを防止で買ってる んじゃないかなと思っております。

売渡人はバラバラですが買受人は一緒ですので、一括して審議したいと思います ので、よろしくお願いいたします。

第1号議案、農地法3条2番と3番は所有権移転につきご説明いたします。

譲渡人から譲受人の売買による所有権移転となっております。

現地の確認を見ましたけど、何も問題はありません。申請は妥当であると思われますので、どうぞよろしく御審議をよろしくお願いいたします。

- ○議長(竹島 久利君) 続きまして、2番橋本委員お願いします。
- **○2番(橋本 勝君)** 議案第1号、農地法第3条、申請番号4番、所有権移転申請に ついてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、 申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当 しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

次に、議案第1号、農地法第3条、申請番号5番、所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、 申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当 しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしくお願いします。

○議長(竹島 久利君) はい、ありがとうございました。

ここで、図面が今まで赤でちょっと見にくかったと思いますけど、今度白に変更 して図面をはっきりしておりますので、はっきり見えると思います。

- ○9番(大倉 公泰君) ですね。
- ○議長(竹島 久利君) 検討してください。お願いします。

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。 補足説明も終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(ありませんの声)

O議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。 第1号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第1号議案は原案どおり決定をいたします。 続きまして、第2号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。 案件は2件の3筆でございます。

本案について現地調査に出向かれました農業委員、説明をお願いします。 まず8番、山本委員からお願いします。

○8番(山本 精武君) 8番の山本です。

7日の日に事務局と推進委員の者たちと現地確認行ってきました。ここは中九州 ゴルフ場に入る道路です。の横です。ちょうど玉名市と南関町の境界の付近にあた ります。砂をとった後にソーラーを5・6年前からしてますけれども、それと道路 の間に空き地があったんですけど、そこに資材置場としていろいろなものを置いて ありました。ここは数年前からこのような状態であったと思います。

議案第2号、農地法第4条、申請番号7番についてご説明いたします。目的地は 資材貸置場です。計画の内容は、コンクリート類資材置場が3か所で830㎡、金 属資材置場として420㎡、砂類置場200㎡、砂利・砕石・栗石類置場として4 50㎡、通路部分が777㎡としての利用です。

申請地の農地区分は、公共投資がされていない、農地の広がりが10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

なお、本件は既に事業が完了している無断転用であることから、始末書が添付されております。

皆さんのご審議をよろしくお願いします。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございました。

続きまして、第2号議案について私のほうから説明をいたします。

農地法第4条、申請番号6番について説明をいたします。

7日に事務局と現地調査をいたしました。

転用目的は宅地内の進入道路です。

申請地の農地区分は、農地の広がりにより10haを超える農地の広がりの一角にあることから第1種農地と判断をされますが、例外規定である既存施設の拡張に該当することから、許可が可能でございます。現地調査を行いました結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ない協議結果でございました。

なお、本件は既に事業が完了している所で無断転用であることから、始末書が添 付されております。

ご審議のほどよろしくお願いをします。

委員さんより説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんか。

- **〇9番(大倉 公泰君)** 今頃になってこの始末書を書くごたることは早くわかっとらんだったですか。いつわかったんですか。こういうの出してないのに。何でわかったんですか。
- 〇議長(竹島 久利君) 始末書。
- **〇9番(大倉 公泰君)** 早くからわかっとったんでしょ。無断転用してあるというのは。
- ○議長(竹島 久利君) これは、以前反対の方向に進入道路があったわけですよ。それで圃場整備関連で圃場整備するときに、こっちのほうの今の進入道路のほうに付け替えたわけですよ。
- ○8番(山本 精武君) 大倉委員の質問は、何番ば質問しよっと。
- ○9番(大倉 公泰君) ・・・太陽光の向こう。
- ○8番(山本 精武君) まあ、どっちでも一緒ですけどね。
- 〇議長(竹島 久利君) どれ。
- ○9番(大倉 公泰君) 太陽光の横の無断転用たい。
- ○8番(山本 精武君) 私が説明したところ。
- 〇議長(竹島 久利君) そっちのほう。
- ○8番(山本 精武君) 8番の山本ですけど、この場所はですね、私が農業委員を何年か続けてますけど、農地パトロール当時からずっとこんな感じで荒れてました。 (聴取不能)。これは改めて申請が来たていうことです
- **〇9番(大倉 公泰君)** カントリーができたときに。ゴルフ場ができた当時からあったっじゃろ。
- **〇8番(山本 精武君)** いやそういうことじゃない。ここは今走行車線はきれいになってますけど、今はもう消えてますからね。
- ○9番(大倉 公泰君) (聴取不能)
- ○8番(山本 精武君) そこは私はわからん。
- **〇事務局長(田口 明君)** 申請人より始末書が出ておりますけれども、ちょっと内容 をご報告いたします。

今回の申請については、申請人の法の無知によるものです。決して法律を意図的 に無視したものではありませんということで、始末書が出ております。

- ○9番(大倉 公泰君) はい、わかりました。
- ○8番(山本 精武君) かなり前からこんな状態ですもんね。
- **〇9番(大倉 公泰君)** (聴取不能)がらくたが置いてあるみたいですね。ちょっと見れば。
- ○8番(山本 精武君) 鉄くずとか。

- ○9番(大倉 公泰君) さっきの話では、最終的には。
- **〇8番(山本 精武君)** 現地確認のときもいろいろ話は出たんですよ。資材置場として。
- ○9番(大倉 公泰君) 資材置場じゃないみたいな感じ。現場見てないからわからんけど、見た目がちょっとね、変な物ば置いてあるような・・・。
- **○議長(竹島 久利君)** 私のところと思うて説明をしようとしてから、ちょっと今のところは。
- **〇9番(大倉 公泰君)** 私が言い方悪かった。
- **○議長(竹島 久利君)** 私のところの説明は先のとおり圃場整備の関連でこっちに付け替えたもんで、そこの中でこっちが便利よかというところで手前のほうからつくったということです。
- **〇9番(大倉 公泰君)** 私が何番て言えば良かったんですけど。写真だけ見てから。 私が写真見よったけん気の利いて言うてくれた。
- **〇議長(竹島 久利君)** 圃場整備するときに登記をすればよかったんですけど、それ が間に合わなかったということです。
- ○9番(大倉 公泰君) すみませんでした。今度から気をつけます。
- ○議長(竹島 久利君) ほかに何かご質問ございませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) 異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第2号議案は原案どおり決定をいたします。 続きまして、第3号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。

案件は1件の1筆でございます。

本件について、現地調査に出向かれました農業委員さんより説明をお願いします。 4番、末竹委員。

〇4番(末竹 信雄君) 議案第3号、農地法第5条、申請番号8番についてご説明いたします。

転用目的は、倉庫及び営業所として利用計画です。

申請地の農地区分は、公共投資がされていない、農地の広がりが10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

なお、本案件はすでに事業が完了している無断転用であることから、始末書が添

付されております。

ご審議をよろしくお願いします。

- ○議長(竹島 久利君) ありがとうございました。
 委員の説明終わりましたが、何か御意見、御質問ございませんか。
- ○9番(大倉 公泰君) これは、審議に出たのはいつ頃。3月出てるんですか、4月出てるんですか。3月31日で農協は売買してるんですね。名前は出てこんですか。どこに売買してるか言われんでしょ。
- ○事務局長(田口 明君) 申請日は3月25日に出ております。
- **〇9番(大倉 公泰君)** そんときは農協たいね。3月31日で、もう農協でないんですね、売買されてるんですね。もう名前は言ってよかっですかね。どこに売ったかていうことは。みなさんによかでしょ。
- **〇事務局長(田口 明君)** 売買の契約はまだされてないと思いますけど。
- ○9番(大倉 公泰君) されてます。私が3月31日で原賀工務店に売ったっですよ。 それは会長もご存知と思いますけど。
- ○議長(竹島 久利君) それは、まだ売買が転用許可を受けてからじゃないと、売買ができないわけですよ。だからまだ名前は出さんほうがいいと思いますよ。そうせんと転用許可せずに、勝手にするわけにはいかんけんですね。だから、今日の申請に上がったわけです。

何かご質問ございませんか。

- **〇8番(山本 精武君)** 8番、山本です。この写真見る限り、建物があると?。
- ○議長(竹島 久利君) これは農協の跡地ですよね。
- **○8番(山本 精武君)** でしょうけども。白い・・・が2筆ありますね。両方とも一緒に入ったところですたいね。
- ○議長(竹島 久利君) 何かありませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) はい、異議なしと認め、第3号議案は原案どおり決定をいたします。

続きまして、第4号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。本案は農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の2件の4筆でございます。内容を見て何かご質問ございませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) はい、異議なしと認め、第4号議案は原案どおり決定をいた します。

続きまして、第5号議案、「農地利用集積計画の承認について(中間管理権の取

得)」を議題といたします。本案は農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の1件の1筆でございます。

何かございませんか。

(ありませんの声)

O議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。 第5号議案について原案どおり承認することに、異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第5号議案は原案どおり承認をされました。 続きまして、第6号議案、「非農地判断について」を議題といたします。 案件は、1件、1筆です。
- **〇事務局長(田口 明君)** 資料は先ほどの議案 3 号のと同じような写真。航空写真の ところになります。
- **〇議長(竹島 久利君)** さっきの航空写真の農協の下の土手ですね。写真でわかりにくいと思いますけど。これがもう畑の土手になって、利用価値がないもんで。
- **○副会長(釘崎 眞貴子君)** 学校の通学路になってるんですよね。細い道。そこの法面と言いますか、崖に。崖ですね。
- ○議長(竹島 久利君) 何かご意見ご質問ありませんか。

(ありませんの声)

O議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。 第6号議案について非農地と判断することに異議ありませんか。

(ありませんの声)

- ○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第6号議案は原案どおり承認をされました。 続きまして、第7号議案、「法令遵守の申し合わせについて」議題といたします。 申し合わせ事項の朗読について、釘崎副会長よりよろしくお願いします。
- **○副会長(釘崎 眞貴子君)** 第7号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて。

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。

よって、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

令和3年4月12日提出、南関町農業委員会会長、竹島久利。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事

録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守 を徹底するための研究等を実施すること。

以上です。

〇議長(竹島 久利君) ありがとうございました。皆さん方からご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

(ありませんの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、第7号議案について原案どおり 決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第7号議案は原案どおり承認をされました。 続きまして、第8号議案、「南関町農作業等標準労働賃金について」を議題とい たします。

ちょっと用紙を配ってください。

これは、農作業の年間の労働賃金の目安として掲げておるところです。右側のほうが和水町、真ん中が南関町と和水町の話合いにより決定をいたしております。和水町のほうは、大体圃場整備がほとんど終わっているもんで、一括して統一されております。南関町のほうは圃場整備がまだ進んでないところもありますので、こういった2段階になっているところでございます。ここで何かご質問ございませんか。この中で。

- ○9番(大倉 公泰君) 単価が平成2年度が6,400円になってますね、一般作業。 これ前に書類書いたのは一般作業1日6,345円なってますけど、下がってます ね。
- ○事務局長(田口 明君) すみません。第8号議案書の労働賃金の今ご質問があった 一般農作業の1日当たりの単価なんですけども、6,400円に修正をお願いいた します。
- ○議長(竹島 久利君) 上から段々に見ていきましょうか。
- ○9番(大倉 公泰君) 大丈夫ですよ。大体変わってませんね。
- 〇議長(竹島 久利君) この中で地権者から意見が出たところがあります。第9番の コンバインの刈り取りで南関町のほうは圃場整備が済んでいるところで、 $1 \pi 5$, 0 0 0円、未整備のところで $1 \pi 8$, 0 0 0円。倒状の圃場で $1 \pi 8$, 0 0 0円、未整備田で $2 \pi 1$, 6 0 0円で南関町のほうは決定をいたしております。ところが三 加和町のほうは隅刈りは地主でやってもらい、普通 $1 \pi 6$, 0 0 0円、圃場整備田、普通の田んぼですね。それと倒状の場合、 $1 \pi 9$, 0 0 0円になっとるわけです。

その中で南関町のほうからちょっと意見が出たのは、圃場整備が1万5,000円、未整備のところ1万8,000円ですけど、この中であまり開きがあるじゃないかというようなことで前は1万7,000円じゃなかったかということでちょっと話が出たわけですよね。

- **〇8番(山本 精武君)** 何が1万7,000円。どっちが1万7,000円。いや、1万7,000円で今言うたでしょ。
- ○議長(竹島 久利君) 地主さんのほうから1万7,000円じゃなかったかという 話が出たもので、いやそうじゃない昔から、前から1万5,000円で決めてあっ たよということでお諮りをしたんですけどね。そこで、この開きがあまりあるもん で、どうだろうかということで皆さんに。
- **○8番(山本 精武君)** 1万7,000円というのは、区画整理したとこかしてない とこかということば聞きよっとたい。
- ○議長(竹島 久利君) だからそれは圃場整備したところ。
- **〇8番(山本 精武君)** したところを1 万7,000円じゃなかったですかて言われた。
- 〇議長(竹島 久利君) うん。
- **〇8番(山本 精武君)** 前から1万5,000円、1万8,000円じゃなかったですか。
- **〇議長(竹島 久利君)** いや、前から1 万5,000円ですよと言ったんだけど、1 万7,000円じゃなかったかということで聞かれたもので、ここで皆さん方にお 諮りすることは、今まで1 万5,000円だったけど、三加和町のほうは1 万6,00円で調整ばしよるわけですよ。
- ○8番(山本 精武君) 向こうは区画整理もしてないところもしてるところも含めてでしょ。まあ9割方区画整理してあるか知りませんけど、南関町はまだ50%もいっとらんとだけんな。だけん、このくらいの差額はあって普通とじゃないですかね。私は思います。というのは、私も稲刈りを受けてしよるけども、1万5,000円のところと1万8,000円のところとその差ぐらいではないですもんね。区画整理してあれば、(聴取不能)せんでも何とか刈られるという感じで。
- 〇議長(竹島 久利君) でも貸してあるところばかりじゃないでしょ。圃場整備で。
- **〇8番(山本 精武君)** そうだけども、1万5,000円と1万8,000円ぐらい普通あってよかっじゃなかかと私の意見です。
- ○議長(竹島 久利君) だからその意見が出たのは、差額の中で3,000円もある もんで、それを1万6,000円か1万7,000円ぐらいにされんかというような 話が出たわけです。

- **○8番(山本 精武君)** それは希望者が頼むほうですか。頼まれるほうですか。頼まれる側の意見ですか。刈る人の意見でしょ。それは、それはいろいろあります。 (聴取不能)
- ○議長(竹島 久利君) だから和水町は1万6,000円にしとるわけです。だから 南関町のほうも。
- **〇8番(山本 精武君)** 南関町も一律に1万6,000円にするんですか。そんなことはできんでしょ。
- **○議長(竹島 久利君)** 南関町のほうも圃場整備田は1万5,000円なんですよ。 だから和水と協議をして、結果・・・。
- **○8番(山本 精武君)** 圃場整備したところを1万7,000円ぐらいにしたいということは。
- ○議長(竹島 久利君) 1万6,000円。3,000円の格差があるもんで。
- ○8番(山本 精武君) それは私としては、上がったら1,000円高くなるわけだけん儲かるわけですから、極端な話、いいと思いますけど、出すほうも大変ですからね。あまり(聴取不能)。
- ○議長(竹島 久利君) だからそこを皆さんに諮りよるわけですよ。
- ○6番(西山 良輔君) これが目安だけんが、個人で「俺は1万6,000円でよか。」とかいう人もおらすけんが、これを基準にすればいいじゃないですか。個人個人でこれは1万5,000円で刈っていいとか言う人がいますから、俺は1万8,000円もらわんなでけんて言う人もいますからですね。それはこれをあくまでも目安にして個人で決めてもらえればいいと思います。
- **〇9番(大倉 公泰君)** 三加和では、1反2反ならそんくらいばってん、<math>5反も6反もするなら1万5,000円で刈ってやる人もおっとはおる。それによって、違うわけたい三加和では。1反なら1万5,000円たい。5反刈るなら1万8,000円でよかて。そういう提案ばしてあるわけ。彼は。
- **〇8番(山本 精武君)** 一応基準としてはこれていう目印は作っとかにゃいかん。
- **〇9番(大倉 公泰君)** そうね。せっかくこれで印刷してあるけん、この状態でよかっじゃなかですか。
- **〇6番(西山 良輔君)** これは農業委員は知っとるけど、個人の人は、週報を見る人はわからすですけど、大体がわからん人間が多いけんで、週報のほうには毎年入れてあるごたるばってんが。
- **〇9番(大倉 公泰君)** 大体農業委員の時に、皆さんいくらですかて聞いて印刷した ほうがよかなと思う。もう印刷してあるけんな。
- **〇議長(竹島 久利君)** あまり下がるもんで、(聴取不能)から意見が出たわけです

よね。

- **〇6番(西山 良輔君)** うちあたりのところオーバーに考えるなら1万8,000円 が妥当だと思うとですよね。1反とかじゅるかところなら考えていいけど。
- ○8番(山本 精武君) 1反以上はいくらで。
- **〇7番(片山 カツ子君)** これは、広報誌に載せられるわけですよね。例えば電話で聞かれる場合があるんですよ。あれは一応目安ですって言っていいんですか。
- 〇議長(竹島 久利君) そうです、そうです。
- 〇7番(片山 カツ子君) わかりました。
- ○議長(竹島 久利君) 一応目安としていろいろ昔は、刈ったり、頼んだりするときは、勝手にしよったわけじゃなかですか。それをあんまり激しいもんで、これは決めたがいいだろうということで、3町一緒になって菊水、三加和、南関で協定をしたわけですよね。そして昔から農業委員会のほうで決定をしよったわけです。一時は認定農業者のほうにまわしたときがあったわけです。今はまだ農業委員会のほうで決定をしております。
- **〇事務局長(田口 明君)** 事務局から、あくまでもこれは参考資料ですので、広報に 載せるのは、この議案書の南関町の表示のある、そちらを掲載したいと思います。

(わかりましたの声)

○議長(竹島 久利君) このままいきますか、どうしますか。

(このままの声)

〇議長(竹島 久利君) よろしいですか。

それと、このままでいきたいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

〇議長(竹島 久利君) このバインダーの稲刈りの使用のほうは今使用あるかな。

(なかでしょうねの声)

- ○議長(竹島 久利君) バインダーで請け負って刈るといっても・・・。
- ○6番(西山 良輔君) 掛け干しをしなはる人が何件があるみたいですね。
- **〇8番(山本 精武君)** 掛け干しする人はほとんど自分でバインダーでしなはるでしょ。人から、雇うてバインダーで刈ってもらう人はおらんでしょ。
- O議長(竹島 久利君) これは請け負いの刈り取りだけんですね。 じゃ、これもまたそのまま載せておきますか。どうしますか。
- ○6番(西山 良輔君) このまま載せとっていいんじゃないですか。
- 〇議長(竹島 久利君) よろしいですか。

(はいの声)

○議長(竹島 久利君) 載せておきますよ。

では、変更なしでそのまま決定をいたします。よろしいですね。

(はいの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので、採決をいたします。 第8号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(はいの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め第8号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、報告第1号、「許可不要転用届について」を議題といたします。 本件については、報告内容を配布済みですのでこれで終了させていただきます。 続きまして、報告第2号、「合意解約について」を議題といたします。 本件について、報告内容を配布済みですのでこれで終了させていただきます。 続きまして、その他になります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(齋田 士郎君) それでは、事務局から1件だけご説明を差し上げます。

前回の総会の中で、農地法第3条許可申請につきまして3年3作、5年5作などの条件を付けた誓約書の提出を求めることはできないかと話があっておりました。この件に関しまして、農地法3条許可申請の法定添付書類において誓約書を添付するということは求められておりません。誓約書の提出があったとしても、その誓約を破ったことに対して申請を破棄する、不許可とするようなことは裁判等では不利になるであろうと考えられます。判例などは今のところございません。

ということで、基本的な3年3作、5年5作等の3条で所有権移転等があった場合についても誓約書をもらうことは、法的には何も求められていないということをご報告いたします。ただ、今後、3条を出されて、2年後ぐらいにまたその方が3条での転売をされるようなことがある場合につきましては、理由書などを求めることは可能であるかなというふうに思いますので、今後はそこは経過を見ながら理由書を求めることもあるかと思いますので、ご報告いたします。

以上です。

○9番(大倉 公泰君) 竹島議長、その他でよかですね。

こんどは、事務局は大変いい人だと私は思います。今までは写真も何も取らんだったけれども、今見るときは現場に行ってパチパチと写真を撮って証拠を残しておきます。これはいいことだと私は思っております。大変頑張って周っておられますが、これからも頑張ってください。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございました。事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんか。

ないようでございますので、その他についてはこれで終了させていただきます。 本日の議案は全て終了いたしました。

7. 閉 会

○議長(竹島 久利君) 本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただき たいと思います。異議ありませんか。

(はいの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、処理することにいたします。 皆様方には、慎重審議をいただき、これをもちまして、議長の席を降りさせてい ただきます。ありがとうございました。

○事務局長(田口 明君) ありがとうございました。 それでは、閉会を副会長、よろしくお願いいたします。

〇副会長(釘崎 眞貴子君) はい、ご起立ください。

本日は議案の多い中ご審議をいただきまして、ありがとうございました。これからも皆様の貴重なご意見などを参考に頑張っていきたいと思います。これをもちまして第1回の農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時22分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人